

【声明】

生活保護基準の引き下げは中止し、大幅な引き上げを

2018年3月20日

埼玉県保険医協会

理事長 大場敏明

現在、全国29都道府県で約1000人もの裁判原告が、正当な手続を踏まずに実施された「生活保護基準の引き下げ」に対して、違憲であり、基準の引き下げを戻すこと、などを求めている最中である。そうした中、2018年度政府予算案では、13年間引き下げ続けられた生活保護費の更なる引き下げを盛り込んでいる。

その内容は、利用世帯の7割近くで生活扶助費が引き下げられ、最大で5%の減額とされる。引き下げ、減額の理由として、生活保護非対称世帯の所得が下がったことが根拠とされているが、比較しているのは所得が最も少ない10%の層（第1・十分位層）にすぎない。

所得が最も少ない10%の層には、生活保護を利用する資格のある人が相当数含まれていると指摘されるが、実際に、生活保護を受給する人の割合（捕捉率）は2割程度と極めて低い現状がある。これら10%の層の実質所得も下がる中、現行の生活扶助の算定方法では、際限なく生活扶助費が切り下げられていく悪循環とならざるを得ない。改善に向けた手立てを喫緊に講じるべきであり、まずは捕捉率を引き上げることが必要である。

また、生活保護基準は、最低賃金をはじめ地方税非課税基準や国民健康保険の保険料・一部負担金の減免、介護保険の保険料・利用料の減額、就学援助の給付などの利用基準にも連動しており、基準の引き下げは、国民の生活水準を全般にわたって引き下げることにもつながる。

政府は憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活」や、憲法13条にある「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」、憲法14条にある法の下での平等などを実現する義務を負っている。まず政府は、全国で闘われている生活保護基準引き下げの違憲訴訟に真摯に向き合うとともに、生活保護基準の大幅な引き上げを行うべきである。

以上